

県たばこ税

納める人

日本たばこ産業株式会社、特定販売業者(たばこの輸入業者)及び卸売販売業者(以下「卸売販売業者等」といいます。)(この税金は、たばこの小売価格に含まれていますので、最終的にはたばこの消費者が負担することになります。)

納める額

売り渡した紙巻たばこの本数 1,000 本あたり 1,070 円

- 紙巻たばこ以外の製造たばこ(葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ等)については、重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により、課税されます。
- 葉巻たばこのうち1本1グラム未満の軽量な葉巻たばこについては、当該葉巻たばこの本数を紙巻たばこの本数に換算する方法により、課税されます。
- 加熱式たばこについては、重量と価格をもとに紙巻たばこの本数に換算する方法により、課税されます。

(税率:円/1,000本)

	現 行
	R3(2021).10.1~
地方のたばこ税	7,622
都道府県たばこ税	1,070
市町村たばこ税	6,552
(参考)国のたばこ税	7,622

申告と納税

卸売販売業者等が、原則として、毎月末日までに前月分を宇都宮県税事務所に申告し、納めることになっています。

そ の 他

たばこには、県たばこ税のほかにも、国や市町村のたばこ税が課税されています。

たばこ 1 箱(20本入り)に含まれる税金

	原材料・利潤など	
304.88 円 + 消費税と 地方消費 税	国たばこ税 136.04円	国のたばこ税 152.44円
	たばこ特別税 16.40円	
	市町村たばこ税 131.04円	地方のたばこ税 152.44円
	県たばこ税 21.40円	
	消費税と地方消費税	